



基本計画

I 豊かな郷土で自ら学び、地域文化を育むまちづくり

〔生涯学習〕

1 学校教育

■現状

平成23年5月1日現在、町内には小学校4校（児童数89人）、中学校1校（生徒数57人）において義務教育が行われていますが、児童・生徒数は減少傾向にあります。

授業時数や教育内容を充実した新学習指導要領が完全実施されたことに伴い、言語活動や理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の実施など、改訂の趣旨を生かした学習指導が適切に行われるように学校の取り組みを支援することが求められています。また、特別支援教育においては、一人ひとりの教育ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するための取り組みを引き続き推進することが求められています。

子どもたちの「生きる力」を育むために、学校・家庭・地域が連携・協力した教育活動を推進し、信頼される学校づくりの創造を目指すとともに、安心して子どもを託すことができる学校づくりを進めるため、教職員の資質、能力の向上のための取り組みが必要となっています。

全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、学校では基礎・基本の反復練習や補充学習に努めるほか、家庭での学習習慣の向上への取り組みを引き続き推進することが求められています。

また、児童数の減少により、学校の適正配置を引き続き協議検討することが、必要となっています。

学校給食は食育の観点から地場産品の活用を図るとともに、衛生管理・食材管理に努め、安全安心でバランスのとれた、よりおいしい給食の提供が求められています。

学校施設は概ね整備されていますが、安全性に配慮した計画的な改修整備や東日本大震災を教訓とした大規模な災害に備えた防災施設の整備や避難施設としての機能強化が必要となっています。

また、築後40年を経過した学校給食センター、老朽化した教職員住宅やスクールバスの計画的な修繕や整備が必要となっています。

【小学校・中学校 学級数、児童・生徒数の推移】

年	小学校				中学校			
	学校数	学級数	児童数	教員数	学校数	学級数	生徒数	教員数
平成19年	6	19(3)	108	28	1	3(0)	59	12
平成20年	6	20(3)	110	29	1	3(0)	59	11
平成21年	6	16(1)	95	25	1	5(2)	68	14
平成22年	4	14(1)	99	21	1	5(2)	58	14
平成23年	4	13(1)	89	21	1	5(2)	57	14

注：()内は特別支援学級数（内数）

（資料：学校基本調査）

【学校給食の調理食数の推移：基準日5月1日】

（単位：食）

年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
調理食数	210	211	211	196	186

（資料：学校給食センター）

■施策の内容

(1) 確かな学力の充実

学校においては、基礎的な知識の定着とその活用により、課題を解決する思考力や表現力を養うため、児童生徒の学力の状況を踏まえたきめ細かな指導の充実や地域の自然環境の活用、ICT（情報通信技術）による学習の充実、地域の人々との学び合いの充実、小・中学校の連携の促進に努めます。

また、「早寝・早起き・朝ごはん」運動など家庭との連携を基盤に学ぶ意欲と自信を育てる補充的な学習、家庭学習の習慣化などの取り組みによって一層の充実に努めます。

更に教職員の資質、指導力向上のための校内研究の充実や研修講座や研究会等への参加を奨励するほか、積極的に参観日や授業公開等を行い、授業評価や授業改善への取り組みを促進し、確かな学力を育てる授業力の向上に努めます。

特別支援教育においては、生活や学習上の困難を改善、克服し、学習指導の充実に努めるため、引き続き特別支援教育支援員の配置を行うとともに、地域の方や保護者等に対して理解が深められるように努めます。

小学校の外国語活動や中学校の英語の授業を支援するため、引き続き、外国語指導助手（ALT）を配置します。また、社会の国際化やグローバル化が進展する中で、異文化との共生の機会が求められることから、外国人を招いた交流事業の実施等により国際理解教育を推進します。

(2) 豊かな心の育成

道徳教育や体験的な活動を通じて、規範意識や基本的な倫理観、思いやりの心や豊かな感性などを培うため、道徳の時間の充実に努めるなど学校の教育活動全体を通して、「心の教育」を推進します。

いじめ・不登校などの問題行動においては、家庭、学校及び地域社会との連携を図り、いじめを許さない環境づくりを推進するとともに、不登校の児童生徒については、きめ細やかな的確な対応に努めます。

(3) 健やかな身体の育成

健やかな身体の育成を図るためには、生涯を通じて、健康に過ごすための望ましい生活習慣の確立、体力・運動能力の向上、健康管理能力の育成をすることが、求められています。体力・運動能力の向上は、自ら進んで運動に取り組み、楽しさや喜びを実感する学習指導や体育的行事などの充実に努めます。

食に関する指導については、学校栄養教諭を中心として食に関する知識を生かした健全な実践ができる資質・能力を育む教育を推進します。

学校給食では地場産品の活用を図りながら、衛生管理・食材管理に努め、安全・安心で栄養バランスのとれた、よりおいしい給食の提供に努めます。

(4) 信頼される学校づくり

各学校における教育活動等の状況について学校の点検・評価及び保護者アンケート調査等を適切に実施し、保護者等に積極的に情報提供する取り組みの充実に努め、学校評議員制度など、保護者や地域住民が学校運営に参加する制度を効果的に活用するなど、地域に開かれ信頼される学校づくりの推進に努めます。

(5) 安全・安心な学校・地域づくり

交通安全や自然災害についての安全教育及び不審者から身を守るための指導と対策については、関係機関の協力のもと、防犯ブザーの配布、教職員や地域関係者による通学路での街頭指導や安全点検、交通安全教室の開催を継続して実施します。また、東日本大震災を教訓に、災害発生時の子どもの安全確保についての対応を全学校で共通認識し、学校・保護者・地域と一体となった防災教育の充実に努めます。

(6) 教育環境の整備・充実

学校は、児童・生徒が多く時間を過ごす学習及び生活の場であるとともに、災害時には町民の避難場所としての役割を果たすことから、安全で安心な学校施設の整備や避難施設としての機能強化に努めます。さらには、パソコンの更新など情報化に向けた整備など緊急性や必要性に応じて教材、機器、設備等の更新整備を図ります。

また、教員住宅やスクールバスなどは、計画的な整備を図るとともに、安全で安心な給食の提供のため学校給食センターの機器、設備等の整備に努めます。

■施策の実施項目

- | | |
|------------------|---------------|
| ◇小学校管理 | ◇中学校管理 |
| ◇スクールバス管理運営 | ◇外国語指導助手配置 |
| ◇特別支援員配置 | ◇要保護・準要保護等支援 |
| ◇教員住宅管理運営 | ◇緊急地震通報システム整備 |
| ◇中学校放送設備改修 | ◇学校給食センター管理運営 |
| ◇後志教育研修センター運営負担金 | |



2 社会教育

■現状

今日の急激な社会情勢の変革や個人の価値観の多様化、ライフスタイルの変化などから、それぞれの個人に適した学習内容を選択して、生涯を通じて学ぶことができる学習機会の充実が望まれています。

本町では、家庭教育、青少年教育、成人教育、高齢者教育という領域区分での各種教室や講座などの充実が求められています。

また、得られた学習の成果を、ボランティア活動などを通じて自発的に地域社会に還元することができる生涯学習の実現が求められています。

一人ひとりが余暇時間の過ごし方を模索し、主体的に学習の機会を活用できるよう講座や講演などの情報を積極的に提供していくとともに、学校、家庭、地域などと連携して地域の学習活動を推進していく必要があります。

町民の学習活動の場となっている総合文化センターや各地区会館などの利活用や、図書の充実などが求められています。

■施策の内容

(1) 生涯各期における学習機会の充実

生涯にわたって町民の自主的かつ積極的な学習活動を支援するため、年齢期に合わせた領域区分での教室や講座を開催するとともに、様々な分野の生涯学習に関する情報の提供に努めます。

また、自らの学習成果が、ボランティア活動などを通じて地域活動に生かすことができる体制づくりに努めます。

(2) 家庭教育の向上

家族の絆や社会的マナー学習の場として家庭教育の重要性について周知、啓発を図るとともに、親子で体験できる学習機会の充実や講座の開催などにより家庭教育力の向上に努めます。

また、地域全体で子育てを支援できるよう、学校、PTA及び子育て支援センター等と連携強化を図り、子育てを行う親が孤立しない地域づくりに努めます。

(3) 青少年教育の推進

次代のまちづくりを担う青少年の健全育成を図るため、町内の自然や資源を活かした体験活動や、地域における指導者などを活用した学習活動を推進します。

広い視野や社会性を身につけるため、全道、全国的な研修や体験学習の機会の情報提供を行い参加の奨励に努めます。

また、豊かな情緒や社会性を育むために文化・芸術活動などの学習機会を提供することに努めます。

(4) 成人教育の推進

地域を支える中心的世代のリーダーとして、積極的にまちづくりに参画、活動できる人材の育成推進に努めます。

各地区で開催している成人学級、文化講演会、教育講演会や文化教室などの学習プログラムの提供や、北しりべし定住自立圏連携により小樽市が開催する市民教室などの情報提供により、多様化、高度化する学習ニーズへの対応に努めます。

(5) 高齢者教育の推進

高齢者の生きがいづくりに役立つ研修や教室の開催に努めます。

高齢者の知識や経験などが生かせるボランティア活動や各種行事への参加を支援し、生きがいを高め、積極的な社会参加が促進されるよう努めます。

(6) 地域学習活動の推進

地域や家庭での教育力の向上を図るため、PTAや社会教育関係団体への支援に取り組みます。

利用しやすい学習の場を確保するため、総合文化センター、地区会館や学校施設の活用を促進するとともに、施設整備に努めます。

■施策の実施項目

◇家庭教育・青少年教育推進

◇高齢者教育推進

◇社会教育施設管理運営

◇成人教育推進

◇社会教育指導体制充実



3 文化、スポーツ・レクリエーション

■現状

芸術文化活動は、人々に心の安らぎと感動を与え、豊かな創造力と人間性を育むことや、人と人との交流が広がるなど、地域住民の生きがいと潤いを生み、その過程において地域社会の活性化を図る重要な役割を果たしています。しかし、近年は文化団体会員の高齢化や固定化により活動の停滞が懸念されていることから、芸術鑑賞機会の確保のほか文化活動の担い手の育成が求められています。

町には、積丹町無形文化財として指定されている「鯉場音頭」のほか、地域により保存伝承活動が行われている幌武意太鼓、各地区の「神楽」など古くから伝わる郷土芸能や習わしがあり、これらを後世に伝えて行くため資料としての整理保存や後継者の確保が必要です。

また、古くからの生活様式を伝える郷土資料・民具の集約と分類・整理については、現在、旧幌武意小学校を拠点に行っていますが、引き続きその活用方法等の検討を行う必要があります。

スポーツ・レクリエーション活動は、人々が豊かな心とたくましい身体をつくるため生涯を通じて自発的に行われる活動であり、参加者の連帯感を生み、地域への連帯感醸成への期待が持たれています。少年団活動やサークル活動の支援とともに、健康、体力づくりや高齢者の転倒予防対策などを含めた、生涯にわたってスポーツ活動を行うための支援が求められています。

■施策の内容

(1) 芸術文化活動の振興

地域に根ざした創造的な芸術文化活動により、心の豊かさを培い、創造性豊かな地域文化を推進するため、文化団体等への支援に取り組むとともに、人材の育成確保に努めます。

優れた芸術文化鑑賞機会を提供するとともに、積丹町文化祭など芸術文化活動への町民参加の拡大を図ります。

(2) 郷土芸能・資料、民具などの保護と活用

町民共有の財産ともいえるべき貴重な郷土芸能や資料、民具などを保存・保護し、これらを活用した地域づくりのため、学芸員等の専門的知識を有する者による関係資料の収集、整理有効活用のあり方の検討を進め、積丹町の地域特性を活かした文化財の保存活用事業の充実に努めます。

無形文化財「鯉場音頭」や地域に伝わる伝統文化の保存、継承のため、後継者の育成や保存会などへの支援に努めます。

(3) 生涯スポーツの普及と推進

多くの町民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しめる機会の創出に努め、体力づくりや健康づくりに取り組める環境づくりに努めます。

スポーツの普及と競技力向上のため、スポーツ団体の育成に努めるとともに、指導者の養成に努めます。

(4) 施設の整備と有効活用

生涯スポーツの推進に向けた環境づくりのため、B & G 海洋センター(アリーナ、プール)、野外スポーツ林スキー場などの計画的な整備を進めるとともに、小・中学校体育館などを含めた既存施設の利用促進と有効活用に努めます。

■施策の実施項目

- ◇芸術文化活動振興
- ◇生涯スポーツ普及推進
- ◇野外スポーツ林スキー場管理運営
- ◇郷土文化等保存継承
- ◇海洋センター管理運営
- ◇社会体育施設管理運営



Ⅱ 地域ぐるみでつくる健康、支えあう福祉のまちづくり 〔町民福祉〕

1 地域福祉

■現状

高齢化の進行、核家族やひとり暮らし世帯の増加など生活スタイルや価値観の多様化に伴い、地域のコミュニティや相互扶助機能が弱体化しており、ひとり暮らし高齢者や障がい者等を支えあう体制の見直しが求められています。

多様化する福祉ニーズに対応した、地域の課題を地域で解決するために、地域福祉の重要な役割を担う社会福祉協議会や関係団体等と連携し、地域に根ざした継続的な活動を担う地域力^{*}の育成が求められています。

■施策の内容

(1) 地域福祉活動の推進

多様化する福祉ニーズに対応した、地域の福祉活動を円滑に推進するため、社会福祉協議会や関係団体等の活動の機能充実を支援するとともに、福祉ボランティアの育成を図るなど、地域の様々な団体や個人が相互に連携して地域社会全体で支えあう仕組みづくりを整え、住み慣れた地域で安心して生活できるよう努めます。

(2) 福祉意識の啓発・高揚

町民が地域福祉に関する活動に積極的に参加できるよう、福祉制度や福祉活動についての情報提供を積極的に行い、福祉意識の啓発と高揚を図ります。

(3) 公共施設等のバリアフリー^{*}推進

身体的状況や年齢にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域で自由に活動し、安全で快適な生活ができるよう、公共施設等のバリアフリー化に努めます。

■施策の実施項目

- | | |
|----------------|-------------|
| ◇町社会福祉協議会運営 | ◇町民生委員協議会運営 |
| ◇成年後見制度利用支援 | ◇福祉意識啓発推進 |
| ◇公共施設等バリアフリー推進 | ◇国民年金に関する事務 |

地 域 力：地域社会の問題について市民や企業をはじめとした地域の構成員が、自らその問題の所在を認識し、自律的かつ、その他の主体との協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくための力のこと。

バリアフリー：障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。

2 子育て支援・児童福祉

■現状

少子化の進行は全国的な傾向にありますが、本町においても年間出生数は減少傾向にあり、人口対策の観点からも安心して生み育てることができる環境づくりが求められています。

近年、少子化や核家族化の進行、地域での人間関係の希薄化などにより、地域や家庭における子育て力が低下してきています。従来の子育てと仕事の両立のための支援に加え、子育て親子の交流、情報提供などによる専業主婦家庭への子育て支援、さらには児童虐待を防止する体制の強化などが求められています。

保育所における保育環境は、女性の社会進出の増加、ライフスタイルや就労形態の多様化などにより大きく変化しており、安心して働くことができる保育環境の整備が求められており、保育サービスの充実改善が必要になっています。

ひとり親家庭は、就労や生活面で様々な課題を抱えることが少なくないため、相談・支援体制の充実などが求められています。

【町内における出生数の推移】

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
出生数	21人	11人	12人	15人	8人

(資料：住民基本台帳)

【保育所の入所児童数の推移】

(毎年度10月1日現在)

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
びくに保育所	27人	22人	24人	25人	25人
みなと保育所	14人	16人	15人	13人	6人

(資料：福祉行政報告)

■施策の内容

(1) 子育て支援の充実

子育てに対する不安の解消と児童の健全育成を図るため、保健師などによる子育てに関する相談助言体制の充実を図るとともに、子育て支援センターにおいて親子同士が交流、仲間づくりができる場の確保に努め、子育て家庭が孤立することのないよう情報提供に努めます。

(2) 児童福祉対策の充実

安心して子どもを産み、健やかに育てる環境づくりのため、発達段階に応じた子育てについての知識、技術の習得に向けた支援の強化を図り、地域全体で子どもの健全な成長を見守る体制の整備に努めます。児童が安全に遊ぶことができるよう、児童公園等の整備に努めます。

(3) 保育サービスの充実

就業形態やライフスタイルの変化により多様化する保育ニーズに対応し、保護者等が安心して園児を通園させることができるよう保育サービスの充実と施設整備に努めます。

(4) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭に対する支援制度の周知、生活実態に応じた助言、指導などによる自立の促進に努めます。

■施策の実施項目

◇乳幼児医療費等支援

◇児童公園管理運営

◇子育て支援センター管理運営

◇子育て世帯支援

◇保育所管理運営

◇母子保健推進(「町民福祉・保健」重複掲載)



3 高齢者福祉

■現状

急速な少子高齢化の進行により、本町の高齢化率は平成23年3月末現在で40.8%であり、平成32年には46.6%と推計され、2人に1人が65歳以上の超高齢社会になることが予想されており、高齢社会を支える体制の整備、充実が急務となっています。

また、介護や支援を必要とする高齢者も増加することが予想され、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、在宅を基本とした各種サービスの提供はもとより、できる限り介護が必要な状態にならないよう、介護予防と生活支援の充実が一層重要となっています。

高齢者がいきいきと自立して暮らしていくためには、多様な暮らし方に対応した生きがいづくりの場や就労の機会など、高齢者が積極的に社会参加できる環境づくりが必要です。

また、高齢者の豊かな経験や知識をまちづくりに活かすため、老人クラブや生産活動センターなどの自主的な活動を支援する必要があります。

高齢者の生活に関する保健や医療の制度や仕組みは複雑化しており、理解不足によって不利益がもたらされる恐れがあります。高齢者がこれらに対する理解を深めるため、高齢者の視点に立った分かりやすい情報の提供が重要になっています。

介護保険に関する事業は、平成21年4月から、後志16町村で構成する後志広域連合により運営されています。町民が円滑に制度を利用できるよう、構成町として、積極的に広域連合組織の運営に関わる必要があります。

町内には、通所介護施設と高齢者の居住施設が併設された「エイジングステーションやすらぎ」がありますが、住民アンケート結果では、今後、在宅での生活が困難になった時に利用できる高齢者福祉施設等の充実を求める割合が高くなっています。また、福祉施設等の設置を求める動きもあることから、福祉施設等の充実について検討する必要があります。

【高齢者人口及び高齢化率の推移】

(単位：人)

年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	4,271	4,012	3,648	3,149	2,860	2,516
高齢者人口	738	879	1,027	1,061	1,069	1,013
高齢化率	17.3%	21.9%	28.2%	33.7%	37.4%	40.3%

(資料：国勢調査)

【介護認定者数（平成22年）】

(単位：人)

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
人数	17	10	41	38	22	21	15

(資料：町住民福祉課)

【後期高齢者医療被保険者数の推移】

年 度	総世帯数	総人口	被保険者数		
			総 数	内75歳以上	内75歳未満
平成20年度	1,298	2,729	608	579	29
平成21年度	1,275	2,656	601	580	21
平成22年度	1,241	2,549	586	572	14

(注) 75歳未満の被保険者は、一定の障がい有する者

(資料：町住民福祉課)

■施策の内容

(1) 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者が生きがいを持って充実した生活を送るため、地域におけるボランティア活動や生涯学習、スポーツ活動、世代間交流などの幅広い生きがいづくり活動や就業機会の提供などに努めるとともに、高齢者の豊富な知識や経験などを活かして積極的に社会参加できる環境づくりに努めます。

(2) 健康づくりと介護予防の推進

高齢者が要介護状態になることや要介護状態の悪化を予防し、できる限り健康でいきいきとした生活が送れるよう、保健・医療・福祉の関係機関が連携を図りながら、それぞれの状態に応じた健康づくりや生活機能低下の早期発見・早期対応を行う介護予防施策に努めます。

(3) 高齢者の尊厳を支える地域ケア体制の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、個人としての尊厳を尊重しつつ、高齢者を社会全体で支える体制づくりを進めるため、地域包括支援センターを中心に、保健・医療・福祉の関係機関の連携を強化し、必要な情報の共有と活用を図ります。

相談体制や各種サービスの充実を図り、高齢者虐待防止や成年後見制度の活用をはじめとする権利擁護などに努めます。

(4) 安心できる在宅生活の支援

交通事故や消費生活トラブルから高齢者を守るため、交通安全や防犯対策の取り組みや災害時等の緊急時における安全対策を強化するとともに、高齢者が住み慣れた家庭や地域で必要なサービスを利用しながら過ごせるよう各種サービスの充実に努めます。

また、重度の認知症や専門的な介護が必要な高齢者もいることから、地域のニーズや課題等を見極めながら、福祉施設等の充実のため民間事業者の誘致活動を含めたその方策について検討します。

■施策の実施項目

- ◇敬老等高齢者福祉推進
- ◇高齢者在宅生活支援
- ◇町高齢者生産活動センター運営
- ◇地域包括支援センター運営
- ◇後期高齢者医療事業運営負担金
- ◇町老人クラブ連合会運営
- ◇高齢者教育推進(「生涯学習・社会教育」重複掲載)
- ◇エイジングステーションやすらぎ管理運営
- ◇介護保険事業運営負担金

4 障がい者福祉

■現状

本町では、平成23年10月1日現在、205名が身体障がい者手帳の交付を受けており、相談支援や障がいの種類や程度に応じたサービスの提供を受けています。

障がいの状況は、人によって様々であります。住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしたいと思う気持ちは、皆、同じであることから、関係機関が連携し、地域におけるサポート体制の充実により、障がい者の自立と社会参加の実現を図る必要があります。

また、幼少期に障がいを発見することは、障がいの予防や軽減につながることから、関係機関との連携による早期発見と一貫した療養など支援体制の整備を図るとともに、一人ひとりにあったサービスが提供できるよう、相談体制や情報提供の充実が求められています。

【身体障がい者（児）手帳交付状況】

(単位：人)

区分	種別					計	
	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声言語障がい	肢体不自由	内部障がい		
等級	1級	2	—	—	16	34	52
	2級	—	4	—	26	—	30
	3級	1	2	—	23	9	35
	4級	—	12	—	39	7	58
	5級	—	1	—	16	—	17
	6級	4	6	—	3	—	13
計	7	25	0	123	50	205	

(平成23年10月1日現在)

【療育手帳交付状況】

(単位：人)

A (重度)	B (中軽度)	合計
4	7	11

【精神保健福祉手帳交付状況】

(単位：人)

1級	2級	3級	計
—	4	2	6

■施策の内容

(1) 障がいの早期発見と発達支援の充実

乳幼児健診や保育所での保育などを通じて、発達に関する相談や適切な指導を受けることができるよう体制づくりに努めます。

(2) 自立と社会参加の支援

障がい者に対する相談支援を専門的に実施する「北しりべし相談支援センター」の利用について周知を図るとともに、ノーマライゼーション*理念の一層の浸透を図り、障がい者が自立して社会参加することができる条件整備を図ります。

日常生活における様々な負担を軽減するため、補装具など福祉用具の給付や障がい者医療制度などに基づく支援を推進します。

■施策の実施項目

◇障がい者医療費等支援

◇北しりべし相談センター運営負担金

◇町身体障がい者福祉協会運営

ノーマライゼーション：1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

5 保健

■現状

本町の40歳以上の疾病は、糖尿病、高血圧や脳卒中などの生活習慣に根ざした生活習慣病の比率が非常に高く、また、生活習慣病に移行すると思われるその予備軍も多い状況にあり、一人当たりの医療費も高い傾向が見られます。町民一人ひとりが健康に関心を持ち、正しい生活習慣を身につけ、心身の健康づくりに取り組む必要があります。

歯の健康は全身の健康に影響を与えていることから、妊婦・乳幼児期からの虫歯予防習慣の推進、小中学生に対する歯科保健の充実や80歳になっても自分の歯を20本以上残そうという「8020（ハチマル・ニイマル）運動」など生涯を通じた歯の健康管理が必要です。

国民健康保険に関する事務については、平成21年度より後志管内16町村により構成される後志広域連合により運営されており、円滑な事業の推進を図るため関係機関や構成自治体との連携が必要です。

■施策の内容

(1) 健康づくりの支援

町民の健康に対する意識を高め、日頃からの自発的な健康づくりを支援するために、健康診査の受診促進と健康状態に応じた保健指導を通して生活習慣病の予防を促進します。また、栄養指導や歯科保健などを含めて、乳幼児から高齢者までの生活に即した健康づくりを支援します。

(2) 疾病予防の充実

早期発見、早期治療が必要ながん等の疾病について各種検診、検査の受診率向上のための啓発に努め、病気の早期発見と治療を促すとともに、事後相談などを通じて改善策の提案や、健康な生活を送るための食生活や運動習慣の指導など知識の普及に努めます。

(3) 母子保健の充実

安心して子どもを生み育てる環境づくりを進めるため、妊婦・乳幼児健診や訪問・相談事業の充実に努めます。

(4) 国民健康保険事業の運営

国民健康保険に関する事務を後志広域連合が運営するため、構成町として必要な推進体制に努めます。

国民健康保険事業は、構成町村が個々に国民健康保険税を賦課徴収して広域連合に負担金として納付する方法により運営しています。本町の国保財政は、医療給付費に対し保険税賦課額が不足しており一般会計からの繰入金により収支不足を補っていることから、医療給付費に見合った国民健康保険税についての検討が必要となっています。

【国民健康保険加入状況の推移】

(単位：人、%)

年 度	総世帯数	総人口	加入世帯数		被保険者数	
			総 数	加入率	総 数	加入率
平成20年度	1,298	2,729	612	47.1	1,169	42.8
平成21年度	1,275	2,656	593	46.5	1,140	42.9
平成22年度	1,241	2,549	578	46.6	1,098	43.1

(資料：町住民福祉課)

■施策の実施項目

- ◇ガン検診・健康診査等推進
- ◇予防接種推進
- ◇母子保健推進
- ◇成人保健指導推進
- ◇歯科衛生推進
- ◇狂犬病予防・そ族昆虫駆除等対策
- ◇国民健康保険事業運営負担金



6 医療

■現状

本町には、町立国保診療所と民間歯科診療所が1カ所ずつあり、町民の一次医療*を担っています。子育て期や高齢期を迎える年齢層から医療の充実が望まれる一方、医療ニーズの多様化から町外の医療機関を受診する町民が多いのも実情です。

一次医療を担う本町としては、少子高齢化に伴う医療ニーズに対応し、診療体制の充実に努める必要があります。

夜間、休日の救急医療体制の確保や、二次医療*、三次医療*の体制充実のため、広域医療圏内の病院との連携を密にし、住民が安心して生活できる医療体制の確保を図る必要があります。

■施策の内容

(1) 地域医療体制の充実

少子高齢化に伴う医療ニーズに対応し、町民が常に安心して医療を受けられるよう、町立国保診療所、民間歯科診療所の機能維持と診療設備・機器類の計画的な更新、整備に努めます。

(2) 広域医療体制の確保

夜間、休日の救急医療体制の確保、周産期医療*や小児救急医療体制の充実確保のため、余市町、小樽市や札幌市の二次医療及び三次医療機関との連携に努めます。

■施策の実施項目

- ◇町立国民健康保険診療所管理運営
- ◇歯科診療所管理
- ◇地域医療体制確保

一次医療、二次医療、三次医療：一次医療は軽い症状の患者に対応する医療。二次医療は診療所等に対応できない病気・入院・手術が必要な患者に対応する医療。三次医療は二次医療で対応できない重篤な患者に対応する医療。

周産期医療：周産期（妊娠22週から出生後7日未満）とその前後の期間の母子に生じがちな突発的な事態に対応するための、産科と新生児科とを統合した医療。



Ⅲ

自然と共生し、安全で快適な暮らしを実現するまちづくり
〔防災・生活基盤・環境〕**1 防災・危機管理****■現状**

本町は、長い海岸線と多くの土石流危険区域、急傾斜地崩壊危険区域や地すべり危険区域を持つ地形的特性から、がけ崩れや地すべり、河川のはん濫、津波や高潮などによる災害が起こりやすい環境にあります。

2級河川の美国川は、河川はん濫の危険性が高く、北海道による河川改修事業が進められており、早期の完成が望まれています。

がけ崩れや地すべりなどに対する防災工事や河川改修工事などのハード対策*を進めるとともに、災害に備えた警戒避難体制に係るソフト対策*の充実など、総合的な防災対策を図る必要があります。

特に、平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの防災対策を一から見直すきっかけとなりました。本町においても、地域防災計画の見直しと津波避難計画及び原子力防災計画の策定などが急務となっており、町民と一体となった防災・減災対策が必要となっています。特に、災害発生時に深刻な被害を受ける恐れのある高齢者や障がい者など災害時要援護者へのきめ細やかな対応が求められています。

また、国民保護法*における非常事態が発生した場合における、住民等の安全な場所への避難のための体制づくりを進める必要があります。

■施策の内容**(1) 防災対策の充実**

災害を未然に防止するため、関係機関と連携し、危険箇所の把握・点検を進めるとともに、河川や急傾斜地の改修工事を計画的に進めます。

津波避難計画や原子力防災計画の策定を進めるにあたっては、住民との情報共有や連携を深め、「自らの身の安全は自らが守る」を基本に自主防災活動を促進するため、防災意識の高揚と防災知識の啓発に努めます。

(2) 災害応急活動体制の確立

災害時の応急活動体制の整備を図るため、役場庁舎や消防支署等の耐震化や防災機能強化を図るとともに、避難所に防災用資機材を配備するなど防災拠点の機能強化を図ります。

また、IP告知端末機や屋外拡声機を活用した避難訓練や災害情報伝達訓練及び緊急情報連絡体制の整備などを実施し災害非常時に備えるとともに、災害時相互応援協定を締結した姉妹都市・高知県香美市を始め、他の自治体や関係機関との応援協力体制の確立に努めます。

高齢者や障がい者など自ら避難することが困難な災害時要援護者の把握に努め、支援体制の充実に努めます。

(3) 国民保護措置の確立

国民保護法*に示す非常事態に備えるため、積丹町国民保護計画に基づいた体制づくりを進めるとともに、国や北海道との連携や災害時の防災体制の活用などにより速やかな避難体制の確立に努めます。

■施策の実施項目

- ◇防災対策推進
- ◇原子力防災対策推進
- ◇治山事業推進
- ◇地震・津波防災対策推進
- ◇国民保護体制確立

ハード対策とソフト対策：ハードとは道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。それに対し、ソフトとは、人、システム、制度など主に運用に関するもの。

国民保護法：武力攻撃を受けた際の避難方法などについて定めた法律のこと。「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」の通称。



2 道路・河川・除排雪・地籍

■現状

本町には、国道229号、道道野塚婦美線、道道船澗美国港線と町道157路線があり、住民生活や産業活動にとって不可欠なものとなっています。

国道229号は、本町と他市町村とを結ぶ唯一の路線となっており、平成7年以降の積丹防災事業により狭隘トンネルの別線新設や落石危険箇所などの解消が図られていますが、トンネル内のラジオ受信対策や監視カメラ増設などさらなる防災・安全対策への取り組みが必要となっています。

また、道道2路線については、集落を結ぶ主要道であることから、安全通行を確保する対策が必要となっています。

町道については、路面及び側溝の老朽化が進んでいることから、適切な維持管理に努める必要があります。町が管理する橋梁については、建設後30年を超える橋梁数が40%を超える状況にあることから、長寿命化修繕計画に基づき、効率的な修繕を図る必要があります。

河川については、2級河川の美国川、積丹川と、本町が管理する余別川、日司川、入舸川などの普通河川がありますが、美国川については、河川はん濫や増水被害が発生していることから、北海道において河川改修事業が進められており、早期の完成が望まれています。また、積丹川においても豪雨時の畑地冠水などの被害があることから、その対応が必要となっています。

本町は、特別豪雪地帯に指定されており、積雪寒冷な冬期間は降雪や吹雪により町民生活に支障をきたす厳しい環境にあります。

町道や公共施設の除排雪は、民間委託により実施していますが、冬期間の安心で快適な生活の確保を図るため効率的な除排雪が求められています。

また、高齢化の進展に伴い、自力での自宅周辺の除排雪に支障をきたす高齢者世帯なども見受けられることから、町道の除排雪や除雪サービスの連携などにより、地域ぐるみで冬期生活の安心確保に努める必要があります。

積丹町に所在する土地の登記は、大正時代に作製された土地連絡図等が基本となり登記されている状況にあるため、土地境界及び地積の適正な把握のための調査が必要な状況にあります。

【町道現況】

実延長(km)	改良済		舗装済		橋 梁	
	延長(km)	率(%)	延長(km)	率(%)	箇所	延長(km)
87.1	51.2	58.8	38.5	44.2	34	0.4

平成23年4月1日現在

(資料：道路施設現況調査)

【年間降雪量と最大積雪深】

(単位：cm)

年 度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
降雪量	981	1,132	489	597	581	665	781
最大積雪深	209	268	69	143	99	146	169

(資料：町建設課)

■施策の内容

(1) 道路整備の推進

国道・道道については、安全通行等を確保するため、特に次の事項を継続して関係機関へ要望していきます。

○国道229号

- ・ラジオ難聴トンネルの解消
- ・監視カメラの増設
- ・法面土砂崩落対策

○道道野塚婦美線

- ・雪崩、土砂崩落対策

町道については、美国川河川改修事業により付け替えが必要となる町道の整備を行うとともに、適切な維持管理に努めます。また、橋梁長寿命化修繕計画に沿った、計画的な橋梁の修繕に努めます。

(2) 河川の整備

北海道が管理する2級河川の美国川改修事業の実施により、はん濫や増水被害が解消されるよう早期の完成を引き続き要望します。また、美国川と積丹川における中州の土砂除去や立木伐採などにより、増水時の被害が発生しないよう適切な管理を要望します。

町が管理する普通河川については、災害危険箇所の早期発見とその改修に努めます。

(3) 効率的な雪対策の推進

国道、道道の道路管理者との連携を図り、冬の道路交通網の確保に努めます。

町道の除排雪については、安全で快適な冬の生活を確保するため、現行の出動基準（10cm以上の降雪）による除排雪体制の充実、流雪溝管理やロードヒーティングを継続実施するとともに、計画的な除排雪機械の更新整備に努めます。

また、町民ボランティアなどと連携し、高齢者世帯などの除排雪に努めるなど、地域の実情に即した総合的な克雪対策に努めます。

(4) 地籍調査事業の実施

土地境界の明確化による紛争防止や課税の適正化等を進めるため、各集落における地籍調査事業を計画的に進めます。

■施策の実施項目

- | | |
|--------------|--------------|
| ◇国道229号整備 | ◇道道野塚婦美線整備 |
| ◇町道維持管理 | ◇町道整備 |
| ◇橋梁長寿命化対策 | ◇町道等除排雪対策 |
| ◇美国地区流雪溝管理運営 | ◇除排雪機械整備 |
| ◇河川の維持管理 | ◇美国川河川改修事業推進 |
| ◇地籍調査推進 | |

3 住宅

■現状

本町は、管内他町村と比べて持ち家率が高く、民営借家率が低いのが特徴です。

そうした中、公営借家率は増加しており、依存率は持続している状況にあります。

少子高齢化の進行などに伴い、高齢者や障がい者が安全で安心して暮らせる住まいづくりや子育て世帯が安心して子どもを育て、快適に暮らせる住環境の確保が求められています。

公営住宅（107戸）は、耐用年限を経過している住戸が約2割（21戸）、耐用年限を2分の1超過している住戸が約2割（26戸）ありますが、約6割（60戸）は比較的新しい住戸となっています。

古い住戸には非水洗化住宅もあることから、住環境の改善と合わせた整備の必要があるとともに、近年、美国地区の公営住宅には空き住戸が少ないことから、新たな整備の検討が必要です。

人口対策の一環として、団塊の世代を中心とする移住希望者に本町での暮らしや空き家などの情報を提供する体制づくりが必要です。

また、近年、増加傾向にある空き家については、適正な管理が行われないことによる景観の阻害、倒損壊の危険性や防犯上の問題など、その対策の必要性が増しています。

【住宅所有別世帯数】

区 分		持 家	公営借家	民営借家	給与住宅*	合 計
積丹町	世帯数(戸)	911	103	53	64	1,131
	構成比(%)	80.5	9.1	4.7	5.7	100.0
後志管内	世帯数(戸)	26,675	5,801	6,388	2,785	40,649
	構成比(%)	63.2	14.3	15.7	6.9	100.0

(資料：平成22年国勢調査)

■施策の内容

(1) 快適な持ち家住宅の誘導

快適で環境にやさしい住まいづくりを進めるため、北国に適した住宅の普及を図るとともに、住宅の建設やリフォームについての情報提供や相談体制の充実に努めます。

(2) 公営住宅の整備活用

公営住宅等長寿命化計画に基づき、建替事業や改善事業を進め、居住水準の向上や住環境の整備を図るとともに、住宅に困窮する世帯が安心して暮らせるよう住宅供給に努めます。

(3) 町内での暮らしの情報発信

町外からの移住を促進するため、ホームページなどを活用し、町内での暮らしに関する様々な情報の提供に努めます。

空き家の有効的な利用や適正な管理について、住宅所有者への周知啓発等に努めます。

■施策の実施項目

◇公営住宅維持管理

◇公営住宅改善事業推進

◇住宅建設や暮らしの情報などの提供・空き家管理についての啓発

給与住宅：勤務先が所有する住宅に居住すること。勤務先が借りている一般住宅に住んでいる場合も含まれる。



4 簡易水道・下水道

■現状

本町の水道事業は、来岸地区の簡易水道事業開始以来、無水地区に安全安心な水を供給し、公衆衛生の維持向上を図るため地区毎に簡易水道施設を整備してきました。現在では、野塚地区浄水施設と伊佐内地区浄水施設を有する、二水源一簡易水道施設で運営しており、水道加入率は平成23年3月末現在、79.0%となっています。

下水道は、漁業集落排水事業により5地区で整備され、平成23年3月末現在、対象地区戸数335戸に対し加入戸数241戸、加入率71.9%となっています。

今後も安全でおいしい水を安定的に供給するため、適正な水質管理や施設の維持を図る必要があります。また、下水道利用の普及、促進を図ることによる公共用水域の水質保全の確保が求められています。

人口減少や社会情勢の変化から、簡易水道事業及び下水道事業の経営は厳しい状況にあり、効率的な経営が求められています。

■施策の内容

(1) 安定した水の供給

町民の生活及び産業活動に欠かすことのできない水道水を安定的に供給します。

(2) 公共用水域の水質保全

川や海などの公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上を図るため、未加入世帯の加入促進に努めます。

(3) 簡易水道施設、下水道施設の改修更新

簡易水道施設、下水道施設の改修及び更新については、整備方針や効率性を検討しながら優先順位を定め計画的に行うよう努めます。

(4) 事業経営の効率化

事業に係る事務経費や施設の維持管理経費の節減に努め、経営の合理化とともに、業務処理の効率化をめざします。

簡易水道及び下水道への加入促進に努めるとともに、料金の適正化を図ります。

■施策の実施項目

◇簡易水道施設管理運営

◇下水道施設管理運営

5 公共交通

■現状

本町における唯一の公共交通機関は、民間バス事業者が運行する路線バスのみであり、自家用乗用車の利用が増える一方、バス利用者が減少し、バス事業の運営が厳しい状況にあります。高齢者や通学生には欠かせない交通手段であり、運行の確保が必要です。

【路線バスの運行状況】

○美国～札幌	2往復／日	○美国～小樽	8.5往復／日	
○余別～小樽	5往復／日	○美国～余市	0.5往復／日	計16往復／日

(平成23年度北海道中央バス冬ダイヤ)

■施策の内容

(1) 公共交通の確保

積丹町から町外への通学、通院などに路線バスは欠かせない公共交通となっていることから、運行本数の維持確保をバス事業者に要望します。

人口減少による利用者の一層の減少や、国や道の運行経費補助制度の改正などにより、その運行維持が困難となる可能性もあるため、近隣市町村との連携を深め、バス路線維持に向けた要望活動にも努めます。

また、バス路線維持と並行して公共交通バス路線の空白地帯となっている、丸山地区、神岬地区の交通確保を図るための総合的な施策について、検討を行う必要があります。

■施策の実施項目

◇公共交通維持対策



6 情報通信・情報化

■現状

平成23年7月の地上デジタルテレビ放送への移行に合わせ、町内全域を光ファイバで結ぶ地域情報通信基盤整備事業により、各家庭等へテレビ再送信（地上デジタル放送及びBSデジタル放送）、IP告知端末機による情報伝達やIRU契約*によりNTT-東日本がブロードバンド*サービスの提供を行っています。

IP告知端末機は、音声と映像により各家庭等への情報伝達が可能であることから、町からの行政情報の伝達の他、災害などの緊急時の通信連絡やコミュニティ情報のお知らせなど有効的な活用を図る必要があります。

インターネット環境や情報発信力を充実し、行政サービスの向上や地域の活性化に活用していくことが必要です。また、情報通信技術の活用を広めていく一方で、個人情報の保護や、情報通信技術を使いこなせる力を町内で高めていくことが必要です。

■施策の内容

(1) 地域情報通信基盤施設の運営管理

地域情報通信基盤施設（光施設）は、テレビ視聴をしている全町の各世帯等から使用料を負担してもらい町が運営管理を行っています。テレビ視聴や情報伝達機能など住民生活に深い関わりを持つ施設であることから、適切な運営管理に努めます。

(2) 情報ネットワークの有効活用

広報をはじめ情報や知識の共有、コミュニケーション手段としてより一層情報通信技術を活用することが予測されます。住民の活用できる力を高めつつ、高齢者対策、健康づくり、生涯学習推進、防災対策や産業振興など住民生活の安全性、利便性の向上に情報通信技術を活用します。

■施策の実施項目

◇地域情報通信基盤施設管理運営

I R U 契 約：関係当事者の合意がない限り、破棄したり、終了させることができない永続的な回線使用権のこと。

ブロードバンド：電波や電気信号、光信号などの周波数の帯域幅が広いこと。また、それを利用した高速・大容量な通信回線や通信環境。

7 葬斎場・墓地

■現状

本町には、昭和54年に建設した葬斎場があり、年間の火葬件数は50件程度であります。これまでも大規模な火葬炉の改修などを行っていますが、築32年以上を経過しているため、計画的な改修や建替の検討が必要となっています。

墓地については、町内9カ所があり、墓地管理人の協力のもと、環境整備に努めています。高齢者の皆さんや誰もが利用しやすい環境整備が求められています。

また、美国地区の未利用の墓所区画数が残り少なくなっていることから、駐車場並びに通路の環境整備などを含めた拡張、造成の検討が必要となっています。

■施策の内容

(1) 葬斎場の整備

葬斎場については、計画的な改修に努めるとともに、建替の必要性についての検討を行う必要があります。火葬炉については、定期的な保守点検や修繕に努めます。

(2) 墓地の整備

墓地管理人との連携の下、適正な管理と環境の整備に努めます。

墓所需要の推移を見極め、拡張・造成について検討していきます。

■施策の実施項目

◇葬斎場管理運営

◇共同墓地管理運営



8 ごみ処理・リサイクル・し尿処理

■現状

本町の一般廃棄物は、燃やせるごみ（可燃）、燃やせないごみ（不燃）、廃プラスチック類、資源ごみ、有害ごみ、粗大ごみに分別しています。燃やせるごみと資源ごみは、北後志1市5町村で組織する「北しりべし廃棄物処理広域連合」で処理し、燃やせないごみと粗大ごみは町一般廃棄物最終処分場施設（クリーンセンター）で埋立処理し、廃プラスチック類と有害ごみの処理は民間業者に委託しています。

本町では、平成19年4月から家庭ごみの有料化を実施することにより、ごみ処理に対する町民意識にも変化が見られ、今後も排出抑制に向けた取り組みやより効率的な処理に努めることが必要です。

事業系ごみについては、発生の抑制や適正な処理に向けて、指導や啓発を進めていく必要があります。

ごみの不法投棄は、年に数件見受けられることから、啓発活動や巡回監視体制の強化に努めるとともに、ごみの排出抑制や再資源化への町民意識の高揚を図りながら循環型社会に向けた取り組みが必要です。

町内5地区の下水道施設に加入していない世帯や非水洗化住宅のし尿処理は、北後志5町村で組織する北後志衛生施設組合がし尿収集と処理を行っています。年間収集量は減少の傾向にありますが、組合の処理施設（昭和44年建設）の老朽化に伴う施設整備が課題となっています。

【し尿等収集量】

（単位：kl）

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
し 尿	1,887.4	1,864.2	1,808.3	1,737.8	1,679.5
浄化槽汚泥	632.3	563.3	599.9	584.6	550.4
合 計	2,519.7	2,427.5	2,408.2	2,322.4	2,229.9

【ごみの種類別収集量】

（単位：t/年）

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
生活系	可 燃 ご み	1,100.4	498.8	475.1	443.4	437.7
	不 燃 ご み	93.0	56.9	49.1	41.3	36.4
	資 源 物	203.6	166.3	142.6	117.1	112.0
	プ ラ ご み	24.2	51.7	42.7	42.7	48.4
	粗 大 ご み	2.9	0.3	0.2	0.2	0.4
	計	1,424.1	774.0	709.7	644.7	634.9
事業系	可 燃 ご み	93.0	106.1	107.8	110.5	104.2
	粗 大 ご み	—	7.9	5.0	7.8	5.0
	計	93.0	114.0	112.8	118.3	109.2
合 計		1,517.1	888.0	822.5	763.0	744.1

【リサイクル物の資源化実績量】

(単位：kg)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
ビ ン 類	透 明	11,732.0	10,311.0	10,228.5	9,843.5
	茶 色	17,288.5	15,311.0	14,808.5	14,085.5
	そ の 他	5,095.0	3,921.0	3,445.5	3,573.0
	生 き び ん	5,672.0	5,097.0	5,009.5	4,517.5
	ビ ン 類 計	39,787.5	34,640.0	33,492.0	32,019.5
紙 類	新 聞	61,643.5	52,595.5	40,542.0	39,146.5
	段 ボ ー ル	22,637.5	17,286.0	14,346.0	13,447.0
	雑 誌	16,464.0	13,483.5	9,397.5	9,101.5
	紙 パ ッ ク	581.5	520.0	378.5	354.0
	紙 類 計	101,326.5	83,885.0	64,664.0	62,049.0
缶 類	ス チ ー ル 缶	10,500.0	7,690.0	6,220.0	5,510.0
	ア ル ミ 缶	6,740.0	5,860.0	4,730.0	4,490.0
	缶 類 計	17,240.0	14,060.0	11,320.0	10,290.0
ペ ッ ト ボ ト ル	ペ ッ ト ボ ト ル	11,510.0	9,901.5	7,629.5	7,749.5
	ペ ッ ト 計	11,510.0	9,901.5	7,629.5	7,749.5
合 計		169,864.0	142,486.5	117,105.5	112,108.0

■施策の内容

(1) ごみ減量化に向けた意識啓発

ごみの減量化に向けた意識高揚を図るため、「出さない（リデュース=Reduce）、再使用（リユース=Reuse）、再利用（リサイクル=Recycle）」の3Rへの取り組みの普及、推進に努めます。

(2) ごみ・資源物の適正処理

各家庭から排出されるごみや資源物のより徹底した分別の啓発に努め、ごみの減量化と資源物の適正処理を促進し、また、効率的な収集体制の構築を図ります。

事業者に対しても資源化に関する情報提供や適正な処理への指導と啓発に努めます。

不法投棄などの未然防止を図るため、住民の協力や警察などと連携し、啓発活動やパトロールなど監視体制の充実に努めます。

(3) 施設の有効活用

クリーンセンターについては、もやせないごみと粗大ごみの埋め立て処分を行っていますが、施設の埋め立て処理容量に限界があることから、有効的な活用とその後の対応について検討しなければなりません。

(4) 生活排水等処理の充実

下水道処理施設区域外は公共水域の環境保全を図るため、合併処理浄化槽による水洗化の普及に努めます。

北後志衛生施設組合が行うし尿の収集処理については適正な処理が行われるよう、また、老朽化が進む組合施設の施設整備については計画的な改修整備等が図られるよう、関係町村と連携して組合運営にあたります。

■施策の実施項目

- ◇一般廃棄物・リサイクル物収集
- ◇北後志衛生施設組合運営負担金
- ◇合併浄化槽整備推進

- ◇一般廃棄物最終処分場管理運営
- ◇北しりべし廃棄物処理広域連合運営負担金
- ◇ごみ減量化・ごみ不法投棄未然防止啓発推進



9 環境保全

■現状

本町では、国定公園に指定された海岸線の環境美化・保全や町内清掃美化活動などに、町、関係団体や地域をあげて取り組んでいます。また、町内では深刻な公害は発生しておらず、良好な環境にあるといえます。

町内には、神威岬や積丹岬など国定公園に指定された海岸線と、水産動物の保護などを目的とする保護水面河川に積丹川、余別川が指定されるなど貴重な自然環境が残されており、余別川には自然とふれあい、学ぶことができるサクラマスサンクチュアリーセンターとその周辺に親水公園が整備されています。

海と山に囲まれた貴重で豊かな自然環境に恵まれており、今後も森林と川と海の保全のための取組が必要です。

■施策の内容

(1) 環境意識の高揚

町民が、環境に対する意識の高揚と環境にやさしい行動ができるよう、環境情報の提供や啓発に努めるとともに、関係団体や町民との協働による環境美化活動を進めます。

(2) 生活環境の保全

快適な生活環境を保全するため、巡回や監視活動を実施し、公害の未然防止に努めます。

(3) 緑化の推進

豊かな自然環境の保全とみどりの環境づくりを進めるとともに、自然との調和に配慮した、自然とふれあうことができる環境づくりに努め、市街地の潤いづくりのため、花壇を整備する団体や町内会・自治会などの育成と支援に努めます。

(4) 公園の整備

誰もが健康増進や気分高揚のために気軽に利用できる自然公園などの整備に努めます。

(5) 町民参加型の森林づくり

余別川周辺の森林や「J Tの森積丹」など、町民の憩いの場となる森林を活用し、森林を含めた環境保全活動に継続的に参加する住民グループを育成します。

また、これらの森林を活かし、森林浴や自然散策道の整備など観光産業との連携について可能性を検討します。(分野「産業振興」、項目「林業」にも記載)

■施策の実施項目

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| ◇自然公園等美化清掃等対策 | ◇ごみ持ち帰り運動等環境美化啓発推進 |
| ◇公害防止等生活環境保全 | ◇町民参加型森林づくり（「産業振興・林業」重複掲載） |
| ◇自然公園等施設整備（「産業振興・観光」重複掲載） | |

10 生活安全

■現状

本町は、夏期間に観光入込み車輛により交通量が増える傾向にありますが、平成12年8月から平成24年4月1日現在までの間、交通事故死ゼロの日・4,247日を記録しました。

交通安全運動推進委員会、交通安全協会と交通安全指導員会を主体に、交通安全を呼びかける街頭啓発や交通安全教室を開催していますが、今後も、歩行者・運転者ともに交通安全に対する意識を高めていくことが必要です。

交通事故が発生しやすい箇所については、交通安全施設の設置（要請）に努めます。

防犯活動は、積丹町防犯協会を中心に、啓発活動や歳末特別警戒活動等を行っています。地域住民の自主防犯意識の普及啓発と、被害者になりやすい児童並びに高齢者保護のための防犯対策が必要です。

消費者生活に関わる対応については、北しりべし定住自立圏連携事業により小樽市に「小樽・北しりべし消費者センター」が設置され、消費者トラブルへの対応や未然防止対策などを広域で行っています。被害を防止するため、消費者への情報提供や相談体制の充実のほか、高齢者が被害に遭う場合が多いため、福祉関係機関との連携により被害の防止に努めていく必要があります。

■施策の内容

(1) 交通安全の推進

交通安全意識と交通マナーやルールの向上を図るため、子どもたちや高齢者を中心に、交通安全に関する意識の向上に努めるとともに、関係団体と連携し、交通安全に関する活動の充実に努めます。

交通事故防止や安全確保を図るため、警察や道路管理者などとの協議を進め、交通安全施設の整備を促進します。

(2) 防犯活動の推進

犯罪の発生を抑制するための啓発活動や地域における自主的な防犯活動の推進を図り、犯罪被害防止に努めます。子どもを不審者から守る防犯活動や青少年の健全育成活動を推進します。

防犯灯の整備について、設置方法や場所の改善、LED照明*への移行を計画的に進めます。

(3) 消費者保護の推進

商品販売やサービスの多様化に伴い、消費者が受ける被害も多様化・複雑化しています。「小樽・北しりべし消費者センター」の活用周知とともに、関係団体や機関と連携し、悪質商法などから住民を守る広報活動や相談体制の充実に努めます。

■施策の実施項目

- ◇交通安全対策推進
- ◇街路灯等維持管理

- ◇地域防犯活動推進
- ◇小樽・北しりべし消費者センター運営負担金

LED照明：発光ダイオードを使用した照明。発光ダイオードは省エネ・長寿命などの長所がある。「Light Emitting Diode」の略。

11 消防・救急

■現状

本町の消防・救急体制は、昭和49年に組織された北後志消防組合が担い、本部を余市町に置き、本町には積丹支署と野塚分遣所があり職員17名を配置しています。また、住民で構成される積丹消防団（8分団、定数110名）があり、消火・防火・防災活動に取り組んでいます。

火災の発生は減少傾向にありますが、迅速な消火活動が行える体制を日頃から備えておくことが必要です。

救急需要の増大や高度な救急救命処置を必要とされていることから、救急救命技術の向上や資機材の充実のほか、住民に対する応急手当方法などの普及、啓発に努める必要があります。また、山岳遭難などに対応する、救助活動への対応や資機材整備も求められています。

近年、大雨、集中豪雨による被害が発生しており、迅速かつ的確な災害対応が求められています。

■施策の内容

(1) 消防体制の整備

火災や災害に迅速かつ的確に対応するため、消防車両・資機材の計画的な整備、消防救急無線デジタル化や消防職員と消防団員の技術の向上と連携強化を図ります。

火災発生を最小限に防ぐため、広報活動等による防火防災意識の高揚と、高齢者など災害時要援護者の安全対策のため、防火指導の充実に努めます。

(2) 救急救助体制の充実

高齢化の進行に伴う高齢者を対象とした救急救命要請や、複雑多様化する災害や事故に対応するため、救急自動車の高規格化や資機材の充実、救命救助技術の向上に努めます。

各種会合等に出向き、住民を対象とした救急講習会の開催などにより、AED*の使用方法など応急手当対策の普及と促進を図ります。

(3) 消防団の活性化

消防団と婦人防火クラブの活動の活性化により、地域に密着した活動を推進するため、訓練や研修と併せて団員の確保と育成に努めます。

消防団活動能力の向上を図るため装備、資機材などの計画的な整備に努めます。

■施策の実施項目

- ◇北後志消防組合運営負担金
- ◇消防救急デジタル無線整備

- ◇北後志消防組合積丹支署施設等整備
- ◇救急講習会等開催・消防団活動推進

AED：自動体外式除細動器のこと。突然、心停止状態に陥った時、心臓に電気ショックを与えて、正常な状態に戻す医療機器。Automated External Defibrillator の略。

IV

産業が連携し、豊かな地域資源をまもり活かすまちづくり

〔産業振興〕

1 農業

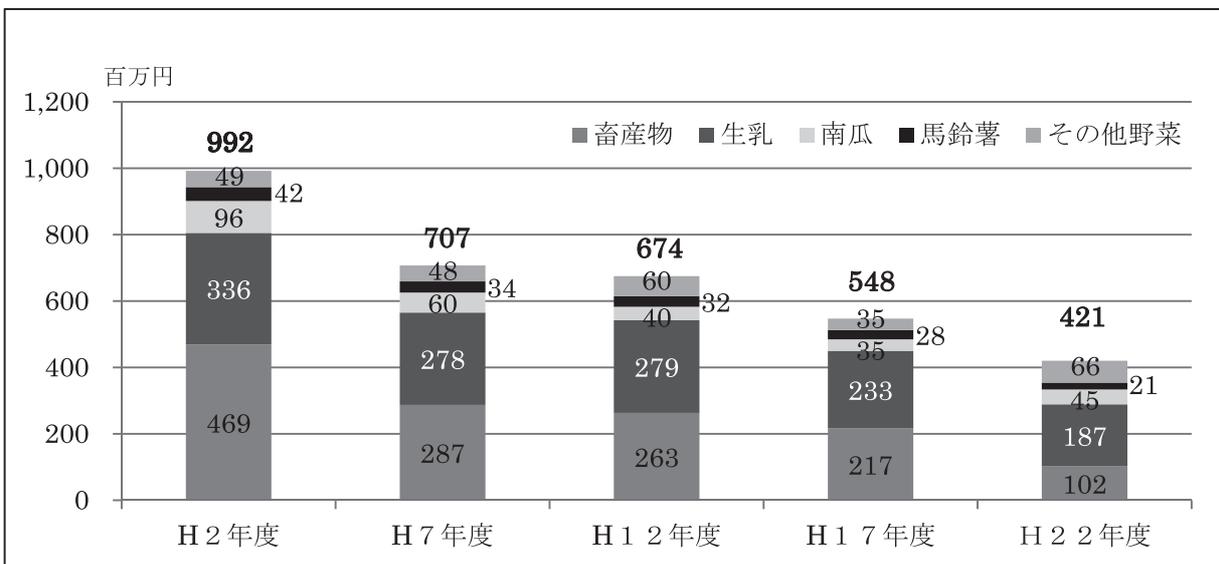
■現状

本町の農業は、米の生産調整を契機として始まった酪農・肉用牛経営を中心として、低農薬・低化学肥料のカボチャやジャガイモの契約栽培や、近年、生産高を伸ばしているハウス栽培のミニトマトなど、畑作・野菜の生産も盛んです。

経営規模が比較的小さいことや、農業者の高齢化と後継者不足など構造的な問題に加え、最近の農畜産物の価格低迷や生産資材価格の高騰、更にはTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉開始といった国際化の進展など、外部環境の変化が経営を圧迫しており、農家戸数の減少による農業生産力の低下や、耕作放棄地の増加が懸念されている状況にあります。

高品質な農畜産物の安定供給と、販路の確保・拡大を図り、収益性が高く持続可能な農業経営を確立するとともに、担い手農業者への効率的な農地集約と新規就農者の受入体制整備など、町農業の担い手を確保・育成していく必要があります。

【農畜産物生産高】



(資料：新おたる農業協同組合)

【農家数、経営耕地面積】

(戸、ha)

年	総農家	自給的農家	販売農家				経営耕地面積					
			専業	兼業		総面積	田	畑				
				第1種	第2種			普通畑	牧草占用地	作付なし		
平成12年	102	48	54	25	15	14	646	1	645	298	317	30
平成17年	97	39	58	21	20	17	582	—	582	191	380	11
平成22年	81	30	51	23	11	17	561	—	561	141	416	4

(資料：農林業センサス)

【年齢別の農業経営者数（販売農家）】

(人)

年	区分	合計	29歳以下	30～39	40～49	50～59	60～69	70歳以上	75歳以上
平成12年	男	50	—	7	14	10	14	5	5
	女	4	—	—	—	1	—	3	1
平成17年	男	49	—	3	11	15	10	10	7
	女	9	—	—	2	—	2	5	3
平成22年	男	48	1	2	13	9	10	13	7
	女	3	—	—	—	—	—	3	3

(資料：農林業センサス)

■施策の内容

(1) 酪農・畜産経営の低コスト化

優良な後継牛の導入による繁殖成績の向上と、定期的な草地更新の実施による良質粗飼料の確保を支援することで、生産コストの低減を促進し、酪農・畜産経営の安定化を図ります。また、小規模経営においては、畑作との複合化により経営体質を強化します。

(2) 高品質な農畜産物の安定供給

収益性の高い農業を目指すため、クリーン農業を推進し、安全・安心な農畜産物の安定供給を図るとともに、その基盤となる「土づくり」を重視し、定期的な土壌診断と、畜産農家との連携強化によるたい肥確保に努めます。

また、流通面においても、生産物の効率的な集出荷体制の整備と、適切な保管管理による歩留まりの向上を図ります。

(3) 販路の確保・拡大

高い評価を得ているこれまでの販売先との関係強化や、他産業と連携し、市場の拡大や農産物の高付加価値化を図るとともに、6次産業化の推進に努めます。また、消費者との交流を促進し、安全で良質な積丹産の農産物をPRします。

(4) 担い手の育成・確保

担い手となる農業者への農地の利用促進を図る農地利用集積円滑化事業等を活用し、農地の遊休化、耕作放棄地化の防止に努めます。また、新規就農希望者を安定的に受け入れることができるよう、住居や研修先の確保、就農時の支援など、受入体制の整備を進めます。

■施策の実施項目

- ◇農業委員会活動促進
- ◇農地利用集積円滑化事業推進
- ◇青年就農給付金事業推進
- ◇酪農畜産振興対策
- ◇畑作振興対策
- ◇有害鳥獣駆除対策
- ◇後継者育成対策

(「コミュニティ行財政・まちづくり活動」重複掲載)



2 林業

■現状

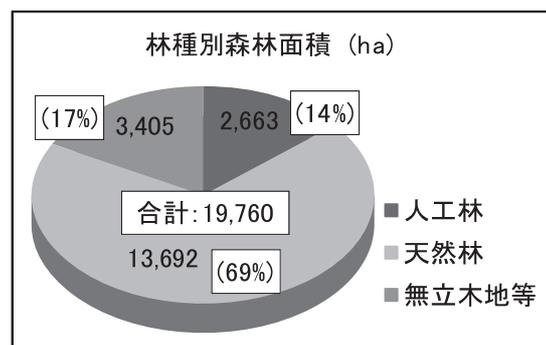
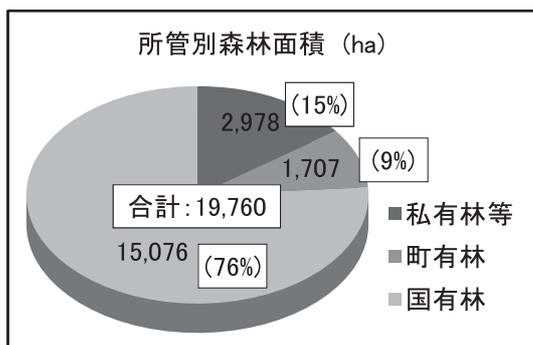
国有林を含めて土地面積の8割を超える森林を持つ本町の林業は、基幹産業である水産・観光資源の保全の観点から、水源林としての位置付けが重要となっていますが、所有形態は町有林や一部の大規模所有者を除けば小規模な所有者が多く、高齢化も進んでいます。

水源林の造成のため、昭和39年より河川流域に位置する町有林（約600ha）について、分取契約による整備を展開していますが、植栽後、相当期間を経過している森林が増えており、利用間伐などの施業を実施する時期となっています。

本町の森林面積の7割以上を占める国有林と連携して森林整備を進めるため、平成20年より町に分取造林地と国有林の共同施業団地を設定し、路網を中心とした整備を進めており、今後の森林施業により産出される地域材や林地未利用材の有効利用が求められています。

平成22年からは、民間企業の社会貢献活動による支援を受け、協定により手入れの遅れた森林を整備するとともに、保護水面（余別川・積丹川）の保全や生物多様性にも配慮した、森と川と海が繋がる森林づくりの取組（「J Tの森積丹」）が始まりました。こうした取組により、森林整備への建設業者の参画（林建協働）の推進や、森林施業により産出される地域材の有効利用、町民自らの参加による、森林づくりへの意識向上と交流促進などを進めることが必要です。

【町の森林率：83%】（土地面積 23,820ha / 森林面積 19,760ha）



■施策の内容

(1) 国有林と連携した水源林の整備

町有林（分収造林地）と国有林との共同施業団地の取組により、路網の相互利用等による施業の低コスト化や、積極的な利用間伐を推進し、適切な水源林の整備を進めます。

(2) 森と川と海を繋ぐ森林づくりの推進

「J Tの森積丹」など、保育の遅れている森林の解消により、健全な森林づくりを進めるとともに、利用間伐等により地域材を供給します。また、保護水面等の周辺における生物多様性に配慮した森林づくりを推進します。

私有林等における森林の整備については、国・道と連携してこれを支援します。

(3) 林建協働による森林づくり

分収造林地や「J Tの森積丹」などで行われる森林整備の業務等について、町内建設業者と森林組合等との連携や、林業機械の導入、作業者の育成の促進について検討します。

(4) 地域材や林地未利用材の有効利用の促進

町が定めた地域材利用推進方針に基づき、公共施設等を活用して地域材の普及を促し、町民の地域材利用の気運の醸成を図ります。

また、除間伐などにより産出される林地未利用材について、国有林と連携した効率的な搬出・販売などによる木質バイオマス資源への活用を検討します。

(5) 町民参加型の森林づくり

余別川周辺の森林や「J Tの森積丹」など、町民の憩いの場となる森林を活用し、森林を含めた環境保全活動に継続的に参加する住民グループを育成します。

また、これらの森林を活かし、森林浴や自然散策道の整備など観光産業との連携について可能性を検討します。（分野「防災・生活基盤・環境」項目「環境保全・公園・緑地」にも記載）

■施策の実施項目

◇分収造林事業推進

◇「J Tの森」森林整備・保全事業推進

◇民有林整備に対する支援



3 水産業

■現状

本町の水産業は、漁業を基幹とした20トン未満漁船による沿岸漁業が主体であるが、主要魚種であるイカ、ホッケなどの来遊不振や魚価安などの影響により、近年は水揚げ量・生産額とも低迷しており、資源の維持・増大のため、人工魚礁の設置や稚魚放流などのつくり育てる漁業を推進する必要があります。

ウニなどの浅海資源においては、年々深刻さを増す磯焼けによる藻場環境の悪化が進んでおり、引き続き対応を図る必要があります。

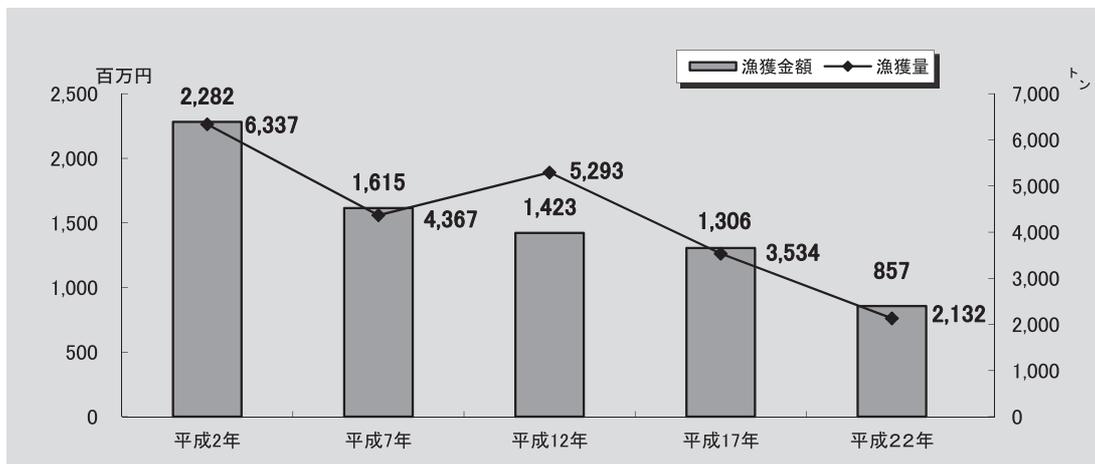
また、栄養塩の供給や魚類の再生産の役割を担う森・川・海の繋がりに着目し、余別川や積丹川の保護水面の管理強化等を図る必要があります。

漁業者の高齢化や後継者不足が進んでおり、漁業生産活動の基盤となる漁港施設については、就労環境の改善や流通機能の進展に対応した整備・近代化の促進と、適切な施設の維持管理を行う必要があります。

また、近年の多様な自然災害に対応した漁港整備が望まれています。

組織経営の安定化を図るため、平成16年4月に積丹漁協・美国町漁協・古平漁協が広域合併しましたが、水揚げ量・生産額の減少や高齢化の進展により漁家戸数の減少などから厳しい経営状況に置かれています。

【漁獲量と漁獲高】



(資料：北海道水産現勢)

【年齢別漁業就業者数】

(単位：人)

年	総数	24歳未満	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
平成10年	354	11	18	13	15	16	25	30	36	43	57	40	50
平成15年	317	7	11	17	14	19	19	29	32	36	28	45	60
平成20年	288	6	7	14	17	18	12	17	35	41	29	24	68

(資料：漁業センサス)

【漁業状況】

年 度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
漁 家 戸 数(戸)	216	201	196	183	179	183
漁 業 人 口(人)	264	247	242	227	227	220
漁 業 従 事 者 数(人)	349	347	348	328	293	268
漁 業 生 産 額(千円)	1,340,949	1,504,307	1,067,639	1,359,629	982,420	873,416
一戸当り生産額(千円)	6,208	7,484	5,447	7,429	5,488	4,772

(資料：漁業協同組合、港勢調査)

■施策の内容

(1) 栽培漁業の推進

資源の増大と持続的な利用を維持するためウニ、ニシンなどの種苗の放流や、水産生物の動態を踏まえた魚礁等の生息環境の整備などにより「つくり育てる漁業」を推進し、他産業との連携や産直ルート確立による付加価値の向上を図るとともに、6次産業化の推進に努めます。

(2) 漁場環境等の保全

磯焼けによる藻場環境の悪化を防ぐため、漁業者が取り組む藻場造成の活動やトドなどによる漁業被害防止対策、密漁防止対策等の漁場環境の保全に努めるとともに、森・川・海の繋がりに着目し、さけ・ます類の再生産の場を守るため河川環境の保全・管理などに努めます。

(3) 漁業生産基盤等の整備

関係機関と連携し、漁港漁場整備長期計画に基づき、漁業生産活動の基盤として静穏域の確保、老朽化対策、就労環境の改善を図り、高齢者や後継者が働きやすい地域特性にあった漁港整備に努めるとともに、安心・安全な水産物の流通が行えるよう衛生管理対策などを推進します。

また、海洋性レクリエーションの利用に対する受入体制の充実と秩序維持に努めます。

(4) 担い手の育成・確保

国、北海道、水産関係団体と連携した、漁業への新規就業・後継者育成の促進を検討します。

■施策の実施項目

- ◇栽培漁業推進
- ◇漁港漁場整備
- ◇水産資源生育環境保全
- ◇水産業振興対策
- ◇後継者育成対策
(「コミュニティ行財政・まちづくり活動」重複掲載)



4 商工業

■現状

本町の商業は、地域住民の生活に密着した重要な役割を果たしているものの、卸小売業は人口減少や個人消費の低迷、町外への消費流出、さらにはインターネット等による通信販売など購買動向の多様化などにより販売額は減少傾向にあります。

個人経営者の高齢化に伴う廃業や後継者不足により空き店舗の増加などが目立つ状況となっており、また、一部地域においては商店が無いために、食料や日用雑貨の購入のためにバス等を利用しなければならない状況にあり、地域経済活性化への取り組みが求められています。

小売業においては、地域住民や観光客のニーズに対応した商品やサービスの提供はもとより、地域に根ざしたコミュニティの場や地域の伝統、文化の担い手としての役割が求められており、また、地場産品を活用した新たな特産品の創出なども求められています。

工業は、漁業関連の水産加工業が中心となっていますが、事業所数、従業員数、出荷額とも減少しており、地域の農水産物を利用した新たな商品開発や販路拡大に向けた取り組みが求められています。

【卸小売業の事業所数・従業者数・年間販売額の推移】

区 分		平成11年	平成14年	平成16年	平成19年
卸 売 業	事 業 所 数	5	6	5	4
	従 業 者 数(人)	21	26	27	18
	年間販売額(万円)	245,106	183,528	198,272	161,690
小 売 業	事 業 所 数	56	54	51	48
	従 業 者 数(人)	156	166	146	134
	年間販売額(万円)	166,391	155,259	150,187	135,126
合 計	事 業 所 数	61	60	56	52
	従 業 者 数(人)	177	192	173	152
	年間販売額(万円)	411,497	338,787	348,459	296,816

(資料：商業統計調査)

【工業の事業所数・従業者数・工業出荷額（従業者4人以上の事業所）】

	平成12年	平成17年	平成19年	平成20年
事 業 所 数	5	4	3	2
従業者数(人)	45	28	21	13
出荷額(万円)	42,114	19,269	22,598	(未公表)

(資料：工業統計調査)

■施策の内容

(1) 商業の振興

地域住民の暮らしと密着した商業の活性化のため、商工会などが実施するイベントを支援することなどにより、町外への消費流出などに歯止めをかけるとともに、町を訪れる観光客が気軽に立ち寄れる魅力ある店づくりへの取組みを促進し、商業の活性化を図ります。

商業環境の変化に対応した商店づくりのため、商工会を中心とした指導・支援により経営基盤や組織強化に対する支援に努めるとともに、町民に対する町内での消費購買意欲を高めるための啓発活動に取り組みます。

また、商業後継者の研修会など資質向上を図り、地域に根ざした経営革新への取組みを促進します。

(2) 工業の振興

古くから製造販売され親しまれている水産加工品の良さを残しつつ、多様化する消費者ニーズに対応するため、新たな製品開発、販路拡大や1次産業の6次産業化に対する取組みを支援します。

■施策の実施項目

◇商業振興対策

◇工業振興対策

◇後継者育成対策（「コミュニティ行財政・まちづくり活動」重複掲載）



5 観光

■現状

本町は、ニセコ・積丹・小樽海岸国定公園や日本の渚百選に選定された海岸、積丹岳などの自然景観を資源とした観光振興を図るため、自然公園施設の整備や海浜地の環境保全対策、水中展望船の運航を行うとともに、新鮮な海産物のイメージを活かしたイベントの開催などが行われてきました。

国道229号積丹半島周遊国道の開通により観光客が増加しましたが、近年は、国道229号積丹防災対策による道路網の整備が進み、千歳～札幌～小樽～積丹間の至近性が著しく増した反面、観光客の動向は日帰り通過型へと変化しており、観光客入込数は近年減少傾向にあることから、小樽市やニセコ地域などの観光地と連携した外国人観光客を含めた招致活動や、札幌市を含めた道央圏域からの観光客誘致対策が必要となっています。

また、観光客の多くは、6～8月の夏期に集中することから、地域の歴史や文化などを活用した観光ルートの創出や体験型観光*など観光シーズンの延長対策と滞在時間の拡大を合わせて、多様化する観光客のニーズに対応する新たな取り組みが必要です。

積丹町の魅力を更に増すには、訪れる人々を地域ぐるみで温かくもてなす取り組みが大切です。そのためには、観光に携わる者だけでなく、地域に住む人たちも含めた観光ホスピタリティ*の向上が求められています。

【観光客入り込み数】

(単位：千人)

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成20年
観光客入込数	752	712	745	786	1,293	1,204	971
うち宿泊者数	132	124	101	69	130	75	62

(資料：北海道観光客入込調査)

■施策の内容

(1) 観光振興体制の充実

観光客の誘致などのための体制づくりを強力なものとするため、地域が一体となって観光のまちづくりに取り組みます。

また、小樽市やニセコ地域などとの密接な情報交換や、後志観光連盟などとの広域的な連携を図り、観光振興体制の充実に努めます。

(2) 地域資源を活かした取り組みの推進

北海道遺産に指定されている神威岬、日本の渚百選に選定されている島武意海岸等の自然景観、伝統文化である鯉場音頭、各種イベント、岬の湯しゃこたん、ふれあいの森、水中展望船など、地域にある資源を最大限に活用して、周遊観光メニューの充実を図って、旅行者のニーズを踏まえた観光地の形成を目指します。

(3) 受入体制の整備

観光客が安全で安心して町内で過ごすことができるよう、観光案内機能や観光案内板などの充実と自然景観保全の推進、さらには、町民一人ひとりが観光客を温かく迎える意識を向上させるためのホスピタリティの啓発に努めるなど、受入体制の整備を推進します。

外国人観光客が安心して滞在できる環境づくりのため、多言語案内パンフレット・多言語メニューの作成、情報提供のさらなる強化のために外国語ホームページの充実に努めます。

■施策の実施項目

- | | |
|-------------------|------------|
| ◇観光客誘致・受入体制整備 | ◇町観光協会運営 |
| ◇イベント開催運営支援 | ◇自然公園等施設整備 |
| ◇産業交流雇用対策推進施設管理運営 | ◇観光施設管理運営 |

体験型観光：自然、アウトドアスポーツ、産業、文化などに旅行者自身が直接触れたり、参加したりすることを目的とした観光のこと。

ホスピタリティ：心のこもったもてなし、手厚いもてなし。歓迎の精神のこと。



6 雇用・労働

■現状

本町の就業者数は、1,488人（平成17年国勢調査）で、総人口に対する就業者数は52.0%となっています。

産業別就業人口を昭和60年と平成17年とで比較すると、第1次産業は660人から417人と縮小し、第2次産業は532人から257人と半減、第3次産業は819人から814人と横ばいの状況です。

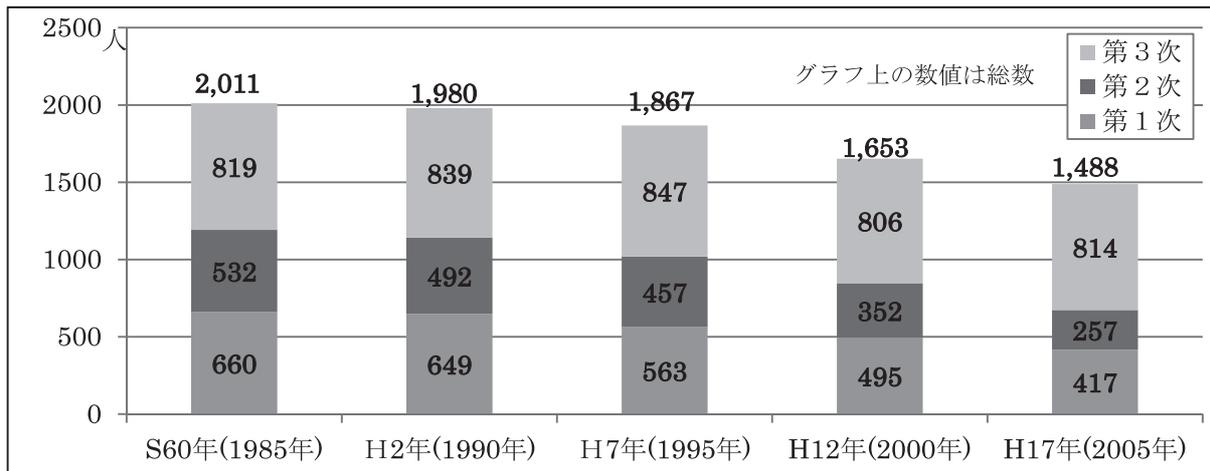
また、産業別就業人口割合では、一次産業と二次産業の割合が減少し、三次産業の割合が増加しています。

町内には安定的に通年で就労する場が少ない一方、夏期は、旅館、飲食店や漁業等でパートタイム*労働者が不足している状況にあります。このことが若年層の町外流出の要因ともなっており、町の人口減少対策を検討する上でも安定的な雇用の場の確保が必要です。

非正規労働者の増加など就業形態が変化しており、季節労働者やパートタイムなどの相談・助言体制の整備が必要です。

【産業別就業人口の推移】

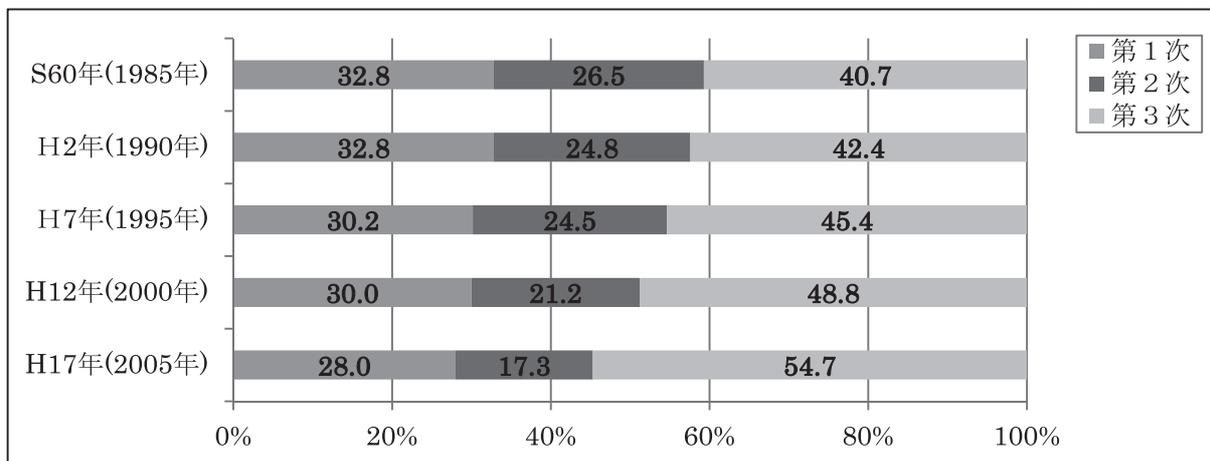
(単位：人)



(資料：国勢調査)

【産業別就業人口割合の推移】

(単位：%)



(資料：国勢調査)

■施策の内容

(1) 雇用の場の確保

町内各産業の活性化や産業間の連携により、新たな起業による雇用機会の創出や雇用機会の拡大が図られるよう、地元企業の一層の活性化を図るために、国の雇用対策事業の活用を推進するなど雇用の場の創出に努めます。

北後志通年雇用促進支援事業協議会における資格取得促進助成金や通年雇用奨励金制度による通年雇用の促進、新分野進出・新事業展開による新たな雇用機会の創出が図られるよう制度の周知啓発に努めます。

(2) 相談体制の充実

労働環境の改善のため、最低賃金制度の周知や労働安全衛生体制の啓発に努めるとともに、ハローワークなど関係機関との連携により就労に関する相談体制の充実に努めます。

■施策の実施項目

◇雇用・労働対策推進

パートタイム：標準の労働時間より少ない時間を勤務する労働形態のこと。

みんなが主役、未来へつなぐ協働のまちづくり

〔コミュニティ・行財政〕

1 コミュニティ活動

■現状

本町は、海岸線にある9つの漁業集落と丘陵地等にある3つの農業集落に、24町内会・自治会でコミュニティ組織が形成され、それぞれの地域において歴史と特性を活かした様々な活動が行われていますが、人口の減少や高齢化の進展などにより地域活動への支障が現れてきており、また、個人のライフスタイルの変化などにより、人間関係の希薄化への懸念が指摘されていることから、地域のコミュニティ活動を支援し、集落の活性化と維持に努める必要があります。

町内には、総合文化センターや各地区集会施設（11カ所）などコミュニティ活動の拠点となる施設がありますが、各地区集会施設の中には老朽化した設備などがあることから、計画的な改修・修繕が必要となっています。

本町は、ソーラン節発祥の地として参加していたYOSAKOIソーラン祭りを縁として、平成14年6月に高知県香美市（旧土佐山田町）と姉妹都市提携を結び、両市町のイベントへの参加などが継続されており、住民レベルの交流も行われるなど親睦が深められています。

■施策の内容

(1) コミュニティ活動の活性化

各地域で行われている環境美化活動や文化・スポーツ行事、祭典などの行事は、住民相互の交流促進、地域コミュニティの助長や地域の活性化に効果的であることから、地域における自主的な活動が活発化する支援に努めます。

(2) コミュニティ施設の整備

コミュニティ活動の拠点となる総合文化センターや各地区集会施設については、高齢者など誰もが使いやすい施設とするため、老朽化した設備や施設の計画的な改修と適切な管理に努めます。

(3) 国内外交流の推進

高知県香美市との姉妹都市交流は、これまで培ってきた人的・文化的な交流を今後も大切にし、住民レベルでの交流の促進など地域に根ざした交流の実施により、地域の活性化につながる取り組みを進めます。

また、札幌市への至近性を踏まえ、札幌圏などの他市町村住民との国内交流や、国際化が進む中、海外の地域の人と交流する機会を増やし、国際理解を深めていくことが必要です。

■施策の実施項目

- | | |
|---------------|----------|
| ◇コミュニティ活動推進 | ◇会館等管理運営 |
| ◇総合文化センター管理運営 | ◇地域間交流推進 |
| ◇多目的バス管理運営 | |

2 まちづくり活動

■現状

価値観やライフスタイルの多様化により、町民の求める行政サービスの範囲は拡大し、行政のみで対応することは難しくなっていることから、住民をパートナーとして、互いに知恵を出し合い、協力し合いながら、まちづくりを進めなければなりません。

本町では、平成22年12月「積丹町まちづくり活動支援基金」を創設し、地域の課題解決や地域資源を活かしたまちづくりを考え実践する団体の活動を支援しています。

地域の行政ニーズの把握とともに、住民の自主的な活動を促進していくことが必要です。

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる、男女共同参画社会を実現するため、「男女の人権の尊重」、「政策等の立案及び決定への共同参画」など法律が掲げる5つの基本理念*に基づく施策の取り組みにより、男女がともに夢や希望を実現できる社会づくりが必要です。

■施策の内容

(1) まちづくり活動の推進

町民と行政が良きパートナーとして連携し、町民一人ひとりが積極的にまちづくりに参画しやすい気運の高揚に努めます。

まちづくり活動を自主的に行っている団体への情報提供、活動内容の積極的な広報やまちづくり活動支援基金の適正な運用などにより活動を支援します。

(2) まちづくりへの連携

まちづくり活動を行う団体や個人が連携を深めることのできる体制づくりを進めます。

また、地域の自主自立に向けた町民、議会、行政が連携したまちづくり活動の推進が図られるよう、町民参加の仕組みと町政運営のあり方を明らかにするための新たな仕組みづくりなどについて検討を進めます。

(3) 男女共同参画社会の推進

男女が個人として尊重され、社会の対等な構成員として、その能力を十分に発揮し社会活動に参画できるまちづくりをすすめるとともに、男女共同参画社会の実現のための広報・啓発の充実に努めます。

町の各種審議会などへの女性委員の積極的な登用を図るとともに、女性団体等の育成に努めます。

■施策の実施項目

◇まちづくり活動推進

◇後継者育成対策

◇男女共同参画社会推進

◇移住定住促進住宅管理運営

5つの基本理念：男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を実現するため、次の5本の柱（基本理念）を掲げています。「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」。

3 広報・広聴・情報公開

■現状

月1回発行の「広報しゃこたん」や、ホームページによる町政情報の提供に努めていますが、平成23年5月からは、町民世帯に設置されたIP告知端末機を利用して、毎日の定時放送などにより町や各団体などの情報配信を行っています。また、町長が直接地域へ出向き、町政状況をお知らせする町長室出前懇談会を開催しています。

今後も、住民への情報提供を進めるため、効果的な方法を検討することが必要です。

広聴活動として、町長室出前懇談会、産業経済団体長との懇談会や各種事業に関わる懇談会などを通じて住民の声を聴く機会の充実に努めています。今後も様々な機会を通じて、多くの住民から幅広い内容について意見を伺うことができるよう、広聴の充実に努める必要があります。

住民からの請求に基づく情報公開を行うため、情報公開条例と個人情報保護条例を制定し施行しています。

また、住民参加と協力によるまちづくりを推進する上で、住民と行政が互いに情報を共有する必要があります。

■施策の内容

(1) 広報活動の充実

町の施策をお知らせする情報紙として、「広報しゃこたん」の内容の充実に努めるとともに、情報提供の迅速化と一層の共有化を図るため、IP告知端末機による定時放送や臨時放送の効果的な運用に努めます。

ホームページの内容充実と有効活用により、町政情報の発信に努めます。

(2) 広聴活動の充実

住民との情報を共有し、町政への提言、要望を把握するため、広聴の機会の充実に努めます。

(3) 情報公開の充実

個人情報の保護に留意しながら、情報公開制度の運用を図り、また、制度周知に努めます。住民が町政に対する理解を深めまちづくりに参画するとともに、公正公平で開かれた行政運営を推進するため、住民と情報が共有できるよう積極的な情報提供に努めます。

■施策の実施項目

◇町広報紙「広報しゃこたん」発行

◇広報・広聴活動推進

◇情報公開推進

4 行財政・広域行政

■現状

町税などの自主財源が乏しく財政基盤が脆弱で厳しい財政状況の中、本町が自主自立に向けたまちづくりを進めていくためには、人口や財政の規模に見合った町政運営が必要となります。組織・機構の点検見直しや、行政と民間の役割分担のあり方の検討など、効率的な行政の運営が求められています。

国の税と社会保障の一体改革の論議や、現在の国の財政状況を考慮したとき、今後、地方交付税交付額の減少も予想され、本町の財政状況はこれまで以上に厳しさを増すものと考えられます。現在の行政サービス水準の維持に努めながら、新たな行政ニーズに応えるためには、最小の経費で最大の効果が発揮できる行財政運営が必要です。

事務事業運営の効率化、地方分権の推進や生活機能の確保に向けての連携を目指し、これまでの一部事務組合の運営に加え、関係自治体の相互協力による広域的な行政運営が求められています。

【広域行政組織の状況】

名 称	発足年度	業 務 内 容	関係市町村
北後志衛生施設組合	昭和36年度	し尿処理	積丹町・古平町・余市町・仁木町・赤井川村
北後志消防組合	昭和49年度	消防・救急	積丹町・古平町・余市町・仁木町・赤井川村
後志教育研修センター	昭和50年度	教育研修	後志管内20市町村
北しりべし廃棄物処理広域連合	平成14年度	可燃ごみ処理 資源リサイクル処理	小樽市・積丹町・古平町・余市町・仁木町・赤井川村
北海道後期高齢者医療広域連合	平成18年度	後期高齢者医療制度の運営	北海道内179市町村
後志広域連合	平成19年度	税の滞納整理事務、 国民健康保険事務、 介護保険事務	後志管内16町村
北しりべし定住自立圏	平成22年度	人口定住のために必要な生活機能の確保に向けた連携	小樽市・積丹町・古平町・余市町・仁木町・赤井川村

■施策の内容

(1) 組織体制の充実

多様化する行政ニーズに限られた職員数で対応できる効率的な組織づくりに努めるため、職員研修の充実を図り、職員資質の向上により、意欲的に事業や業務に取り組むことができる組織体制の充実を図り、親切、ていねいできめ細かな窓口・電話対応に努めます。

(2) 行政運営の効率化

行政運営の効率化と透明化を目指し、研修による職員の行政能力向上と意識改革に努めます。

事務の正確性と効率性を高めるため電算による事務処理向上を促進するとともに、計画的な電算機器や電算システムなどの更新整備に努めます。

(3) 健全な財政運営

健全で持続可能な財政運営を行うため、事業の必要性、緊急性、効果などを検証し、優先的、重点的な事業の実施に努めます。

税等の収納率の向上、受益に見合った使用料等の適正化を図ることにより自主財源の確保に努め、また、事務事業は、コスト意識、経費縮減の視点に立ち事業を執行するとともに、業務委託や指定管理者制度への移行について検討します。

(4) 広域行政の推進

関係自治体と連携し、より効率的な住民サービスの提供や行財政運営ができるよう、事務の共同処理など広域行政の推進に取り組みます。

広域的な行政課題については、管内全市町村で構成する後志町村会や後志総合開発期成会*を通じて、国や関係機関への要望活動に努めます。

■施策の実施項目

◇職員研修等推進

◇行政事務コンピュータ化推進

◇役場庁舎管理運営

◇公用車管理運営

◇町職員等住宅管理運営

◇効率的な行財政運営推進

◇広域行政推進

後志総合開発期成会：後志地域総合開発の促進と地域住民生活の安定向上を図るため、後志管内1市19町村の重点懸案事項の早期実現を期するよう、国及び道等関係機関に対して要望活動を行う団体。